



しゅしゅの森保育園 佐賀市多布施4丁目10番45号 0952-65-3884

1 本園の特長

- 1. 充実した保育体制(施設・職員等)により「安心保育」と多様な就労形態に対応した「柔軟な保育サービス」を提供し、「**育児と仕事の両立」を支援**します。
- 2.「休日や早朝・夜間・短時間」も利用できます。
 - ・開園日:週7日(月曜日~日曜日、祝日も対応)*原則365日開園
 - ・開園時間:午前7時~午後8時(早朝・夜間も対応)*24時間対応も可
- 3.「病後児・体調不良児保育」や「一時保育」も利用できます。
- 4.「利用しやすい料金体系」で育児と仕事の両立を支援します。。
- 5. 育児や暮らしの相談など「育児・子育ての地域コミュニティ拠点」づくりを進めます。
- 6. 園(こども家庭庁)の企業主導型保育事業の助成を受けて運営します。

2 保育理念

本園は、24 時間 365 日タイプの企業主導型保育施設として、良質かつ適切な保育サービスの 提供を行い、全ての子どもが健やかに成長するための環境づくりに努めるとともに、その保護 者が安心して就労(育児と仕事の両立)できる環境づくりを図ります。ひいては、地域企業の 人材確保及び心豊かな地域づくりへの貢献に努めます。

3 保育方針・目標

保育所は、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。本園では、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、国の「保育所保育指針」のもと、次の事項を保育の方針及び目標とします。

- ①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満た し、生命の保持、情緒の安定を図ること。
- ②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとと もに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- ④生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- ⑤生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようと するなど、言葉の豊かさを培うこと。
- ⑥様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
- ⑦子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、 その援助に当たること。

4 子ども像

本園では、次の子ども像を目指した保育を実施します。

- ①自分で考え、判断し、行動できる子ども(自主)
- ②のびのびと自分の意志を表現し、元気いっぱいに遊べる子ども(自立)
- ③自分の周りの人や物を大切にし、相手の立場に立って考えることのできる子ども(協調)

5 年齢別目標

本園は、国の「保育所保育指針」に基づき、子どもの発達段階ごとに、「養護」と「教育」の 両面から、子どもの生活や遊びを通した一体的な保育を展開します。

- * 0歳児 ・安全で快適な環境の中で一人ひとりの生活リズムを大切にし、気持ちよく過ご せるようにする。
 - ・保育者との親密な関わりを通して人との信頼関係の芽生えを育む。
 - ・言葉が関わる様々なサインの丁寧な受止めと活発な自己表出の芽生えを育む。
- *1歳児 ・安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちの芽生えを育む。
 - ・十分に身体を動かし歩行や探索を楽しむ動作の芽生えを育む。
 - ・自我の芽生え、自分の要求、気持ちを言葉で表し、自己主張する気持ちの芽生 えを育む。

* 2歳児

- ・保育者との安定した関わりの中で、自分の身の回りの事を自分でしようとする 気持ちの芽生えを育む。
- ・好きな遊びを楽しんだり、友だちとの関りを広げていく気持ちを育む。
- ・保育者を仲立ちとしてみたて、イメージを共有しあった遊びを楽しむ気持ちを 育む。

*3歳児以上

- ・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う
- ・他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人々と関わる 力を養う。
- ・周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れ ていこうとする力を養う。
- ・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を 聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感性や言葉で表現する力を養う。
- ・感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

6 運営主体及び施設・設備の概要

(1) 運営主体

事業者の名称	一般社団法人市民生活パートナーズ
事業者の所在地	佐賀県佐賀市多布施四丁目 10 番 45 号
事業者の連絡先電話番号	0952-77-9576
代表者氏名	理事長 竹下義洋

(2) 施設等の概要

種別		企業主導型	主導型保育所						
名称		しゅしゅの	しゅの森保育園						
所在地		佐賀県佐賀	賀市多布施四丁目 10 番 45 号						
連絡先電話番	号	0952 - 65	0952-65-3884						
施設長氏名・	住所	園長 竹一	下義洋(佐賀	賀市川副	町	大井道 202	24-7)		
開設年月日		平成 30 年	=4月1日						
	0 华田	0 歳児	菱児 1・2歳児	歳児 3歳児以上	Т	上 計	病後児保育	体調不良児	一時保育
利用定員		0 原文プロ			т.	П		保育	时休月
		12 人	24 人	4.	人	40 人	3人	2 人	5人
(地域枠)		(6人)	(12人) (2人) (20人)						
敷地		敷地全体						349 m²	
方入と巴		園庭		本園園庭及び近隣の公園(どん3森、神野公民館)を利用					
甚全		構造		木造2階建て(準耐火建築)			火建築)		
園舎		延べ	2	331 n		331 m²			

(3) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	2室	1 · 2 · 3 歲児以上(58.32 ㎡)
乳児室、沐浴室	2室	0 歳児(37.02 ㎡)、沐浴室(9.10 ㎡)
一時保育室	1室	11.38 m²
医務室	1室	6.21 m²
病後時・体調不良時室	2室	22.79 ㎡(各室に安静室を併設)
相談室、事務室、調理室	3室	42.84 m²

7 利用日・時間及び保育料等

(1) 提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から日曜日まで(祝日も利用可)*病後児保育等を除く。		
保育時間	基本時間	午前7時~午後8時(13時間)	
	基本時間外	午後8時~午前7時(11時間)	
	保育標準時間	朝:午前5時~午前7時	
延長保育		夜:午後8時~午前5時	
	保育短時間	朝:午前5時~午前7時	
		夜:午後8時~午前5時	
病後児保育等	病後児保育時間	午前9時~午後5時(8時間)	
州 俊允休月守	体調不良児保育	午前9時~午後5時(8時間)	
休日	一般:特になし(利用園児がない場合を除く)		
YN LI	病後児・体調不良児保育:土・日・祝、年末年始		

(2) 利用者負担額(保育料)等

①連携企業枠(月額):基準額×70%

②一般枠(月額):基準額×90%

※基準額=佐賀市保育認定保育料基準額(月額)

- ・同一保護者の兄弟姉妹が本園(しゅしゅの森保育園 Jr.ジュニアを含む。以下同じ。)の園児となった場合には、2人目以降は前各号に定める金額の5割をその利用者負担額(月額)とします。
- ・本園職員の子が本園の園児となった場合には、前各号に定める金額の5割をその利用者 負担額(月額)とします。
- ・前各号にかかわらず、幼児保育の無償化に伴う利用者負担額(月額)その他の経費については、国等が法令、要綱、要領その他により定めるところによるものとします。

※3歳児以上:無償(ただし、副食費:4,500円/月)※住民税非課税世帯:無償

- ・新型コロナウイルスに関し、国等が法令、要綱、要領その他により定めたときは、その 法令等の定めによるものとします。
- ③一時保育料、延長加算等:別に定めるところによります。
- ④病後児保育料:1,500円/回(一時保育料別途)☆本園園児は無料
- ⑤体調不良児保育料:無料
- ⑥1・2歳児以上の園児については、年齢に応じ、絵本を活用した保育充実を図るため、毎月1冊分(440円)のご負担をお願いします。
- ⑦前各号の利用者負担等(保育料、副食費、一時保育料、延長加算、絵本代等)は、原則として、本園が発行する請求書に基づき納付いただきます。利用者負担等を受領したときは、本園は領収書を発行します。

4月	○進級・入園式	10 月	○運動会、ハロウィン、誕生会
	○誕生会		○身体測定
	○英会話・体操教室等		○英会話・体操教室等
	○身体測定		○避難訓練
	○避難訓練		
5月	○節句	11月	○七五三、バルーン見学等
	○誕生会		○誕生会
	○英会話・体操教室等		○英会話・体操教室等
	○内科検診、身体測定		○内科検診、身体測定
	○避難訓練		○避難訓練
6月	○保育参加(保護者)、誕生会	12 月	○クリスマス会、餅つき会
	○英会話・体操教室等		○誕生会
	○歯科検診、身体測定		○英会話・体操教室等
	○避難訓練		○身体測定
			○避難訓練
7月	○七夕夏祭り、誕生会	1月	○鏡開き、七草
	○プール開き		○誕生会
	○英会話・体操等		○英会話・体操教室等
	○身体測定		○身体測定
	○避難訓練		○避難訓練
8月	○誕生会	2月	○節分会
	○英会話・体操教室等		○保育参加(保護者)、誕生会
	○身体測定		○英会話・体操教室等
	○避難訓練		○身体測定
			○避難訓練
9月	○保育参加(祖父母)、誕生会	3月	○ひな祭り会
	○英会話・体操教室等		○卒園式、誕生会
	○身体測定		○英会話・体操教室等
	○避難訓練		○身体測定
			○避難訓練

令和6年度年間行事予定表

※この行事予定は変更ある場合があります。

8 クラス編成及びデイリープログラム

年齢 クラス名 7:00 ~ 随時登園 視診 自由遊び

0歳児 ひよこ組 9:00 ~ 分級 (年齢別活動)

1歳児 うさぎ組 朝会

2歳児 くま組 カリキュラムに添った保育活動

3歳児以上 きりん組 11:00頃 ~ 給食

12:00頃 ~ 午睡

15:00 ~ おやつ

15:30 ~帰りの会、自由遊び

(降園準備) 順次降園

9 家庭との連携

①慣らし保育について

初めて親元を離れて園生活に入る園児さんや、他の保育園から転入してくる園児さんは、生活環境の変化のため、当初は、心身ともに疲れがたまりがちです。

園児さんが、無理なく本園での生活に慣れるためにも、個人差はありますが2週間程度の慣らし保育を行われるようお願いします。 1週目は午前10時から午前12時頃、2週目は午後2時から午後3時時頃のお迎えをお勧めします。

②朝夕の送迎について

- ・園児さんの送迎は保護者で責任をもって行ってください。特に、通常と異なる他の親族の方等が送迎される場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。
- ・園児の送迎では、事故防止・登園確認のため、保育者への手渡しをお願いします。

③欠席・遅参・早退届について

・欠席・遅参・早退の届け出は、給食準備の関係もありますので、前日の午後5時までにお 願いします。止むを得ない場合であっても、遅くとも当日の午前9時までに、その理由と ともに確実なご連絡お願します。

④ 園児の服装について

- ・園児さんの体格に合った着脱のしやすい服装でお願いします。
- ・靴は足の大きさに合った運動靴をお願いします。
- ・持ち物には、すべて名前の記入をお願いします。
- ・<u>髪ゴム等の誤飲の恐れがあるもの、フード付き衣服等の園生活上の危険があるものは、着用</u> や持参を禁止します。(登園バッグの装飾品を含む。)

⑤諸経費について

- ・保育料及び絵本代以外の諸経費については、予め文書でお知らせします。
- ・その他、保育で使う教材等は本園で用意します。保護者のご負担は必要ありません。

⑥保育料について

・保育料は、毎月翌月初めころに前月分をご請求します。10 日頃までにお支払いをお願いします。

⑦退園・転園について

・家庭保育可能など保育を必要とする要件が消滅した場合やご都合により退園される場合は 速やかにご連絡及び手続をお願いします。保育料その他の諸経費の完納をお願いします。

⑧緊急連絡について

- ・園児さんの急な発熱・体調不良やけが、災害などで緊急にご連絡を行うことがあります。
- ・本園では「体調不良児保育」を実施していますが、これは、あくまで臨時的な対応ですので、 園児さんの健康保持のため、速やかなお迎えと医療機関での受診、治療等をお願いします。
- ・<u>緊急連絡先には必ず緊急連絡のとれる方を順番に三人以上ご記入下さい。また、電話番号の</u>変更があった場合には、速やかにご連絡をお願いします。

⑨個人情報について

- ・一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育園では保育を通して知り得た個人の情報は本園内の関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ・保護者の住所や電話番号について、対外的に一切の公表は行いません。
- ・保護者の職業や勤務先、ご家庭の情報などについて、また、お子さまの入園状況など、外部 からの問い合わせには応じません。
- ・行事等でのお子さまや保護者のお姿などの写真を園内やホームページ等に掲示することに ついて、ご都合の悪い方は本園にお申し出て下さい。

⑩ご相談・苦情窓口について

- ・本園は、保育サービスに関するご相談や苦情に迅速かつ適切に対応するために、ご相談や 苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。
- ・ご相談やご意見、苦情については、電話・文書・面接のいずれかでも随時、受付けます。
- ・本園は、苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を適切に記録、保管します。
- ・本園は、苦情の解決のために必要な場合には、その改善を行います。
 - ・相談・苦情受付担当者: 園長及び副園長
 - ·相談 · 苦情解決責任者: 園長

①保育時間について

- ・本園は、予めご提出いただいた予定に基づき、利用することができますが、<u>園児さんの健康</u> 保持等の観点から、原則として、一週5日以内、一日10時間以内でのご利用をお願いして います。
- ・利用予定をご提出される際には、「とりあえず予定」での記入はご遠慮ください。「とりあえず予定」は、保育スタッフの配置に大きな支障を及ぼし、本園の適切な運営の障害となりますので、ご理解をお願いします。
- ・利用予定に変更がある場合は、遅くとも前日の午後5時までに必ずご連絡ください。
- ・一週5日、一日10時間を超えての利用が必要となった場合には、予め、その理由とともに お申し出ください。なお、園児さんの健康保持上の支障が認められる場合などは、その利用 をお断りすることがあります。
- ・午後8時から午前7時までの間での延長保育が必要となった場合には、予め、その理由と ともにお申し出ください。なお、特段の理由があると認められない場合や園児さんの健康保 持上の支障が認められる場合などは、その利用をお断りすることがあります。
- ・延長保育加算や早朝・夜間保育加算については、別に定めるところによります。



10 健康

①健康診断

- ・入園時には必ず、本園嘱託医又はかかりつけ医療機関等での健康診断を受けて下さい。
- ・本園では大事な園児さんや園児全体の健康と安全のために、一人一人の体調を観察し健康や 安全の確保を心がけます。
- ・本園では内科健診・歯科健診を実施しますが、別に、法定健診(1歳6ヶ月・3歳6ヶ月健 診)は必ず受診して下さい。
- ・法定健診での結果については、必ず本園にもご連絡ください。
- ・衛生・安全のために、まめに爪きりをお願いします

②病気(体調不良時の対応)

- ・本園での保育中に、熱(目安:37.5°C)があったり、お子さまの様子が普段と違ったりして、 体調不良や何らかの病気が予想される場合は、直ちに保護者の方にご連絡いたします。症状 に応じて、速やかなお迎えと医療機関受診をお願いします。
- ・次の場合には、症状に応じて、自宅での休養や医療機関受診を行ってください。 なお、登園前から次の症状などがある場合は、原則として、自宅での安静をお願いします。
 - ・嘔吐が続いており、普段通りの食事がとれない場合
 - ・下痢が続いている場合
 - ・解熱剤を使用している場合
 - ・坐薬を使用してから24時間を経過しない場合
 - ・その他何らかの病気が予想される場合

③予防接種(入園までに済ませておきたいもの)

- ・予防接種を受けた直後の登園は控えていただきますようお願いします。接種後は安静が必要です。副作用で気分が悪くなることもありますので、お子さまの状態に配慮してください。
- ・BCGワクチン・ロタウイルスワクチン・B型肺炎ワクチン・Hibワクチン・小児用肺炎 球菌ワクチン・4種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)・日本脳炎ワク チン・水痘ワクチン・おたふくかぜワクチン)など
- ・<u>毎年流行するインフルエンザの予防接種も体調の良いときに受けることをお勧めします。</u> (予防接種には任意で自費になるものもありますが特に保育園での集団生活をする乳幼児を 病気から守るために必要なものとご理解下さい)

④発達上の心配がある場合

・園児さんの発達上何か気になることがある場合は、医療機関の受診や専門機関への相談を お勧めします。早期の対応がお子さまの発達にとって効果的である場合が多いと言われ ています。本園では、医療機関や専門機関からの助言を、保育園と家庭で共有しながらお 子さまを育んでいきたいと考えています。

⑤薬

- ・薬は必ず1回分ずつに分けてご持参下さい。水薬の場合も1回分の量を容器に入れて下さい。(1回分の薬の容器や袋には名前、日付の記入をお願いします)
- ・「お薬ノート」、あるいは「薬の情報提供書(薬局でもらえる薬の内容についての説明書)」 の提出をお願いします。

⑥くすり連絡票

- ・同じ内容の薬を何日か続けて依頼される場合でも毎日提出をお願いします。くすり連絡票は 本園に準備しています。
- ・登園されましたら、必ず職員に1回分の薬、薬の情報提供書、くすり連絡票を揃えて手渡 しをお願いします。手渡しでない場合や前記の決まり事が守られておらず、確認できない場 合は事故防止のため与薬をいたしません。

⑦与薬 (薬を飲ませること)

- ・本園では与薬事故防止のために、できるだけご家庭での与薬をお願いします
- ・医療機関での受診の際、主治医にお子さまの在園時間帯をお伝えいただき、自宅での与薬が可能にならないか(1日2回の与薬にしたり、3回にすべき薬は保育時間をはずして与薬できないか)をご相談下さい。どうしても在園時間内に与薬が必要な場合は、「与薬依頼書(くすり連絡票)」の提出により園の保育者が代わって与薬をいたします。その場合、与薬間違い等の事故を防ぐため、以下の点に留意して、薬を預けて頂きますようお願いします。なお、この際には、お薬手帳のご持参をお願いします。
 - ・薬は医師が処方し調剤したもの、または、医師の処方のもとに薬局で調剤したものに 限ります。保護者様の判断で持参した薬は本園では対応できません。
 - ・取り置きしておいた薬を保護者様の自己判断で与薬させる場合や、処方の内服期間 をすぎている薬の場合もお預かりできません。
 - ・座薬や頓服薬の使用は行いません。(解熱剤・痛み止め・吐き気止め等)

⑧感染症

・保育園は子ども達が集団で長時間生活を共にする場です。<u>感染症の集団発生や流行をできる</u>だけ防止するために、体調不良時は早めにかかりつけ医に受診し、感染症疾患にかかった場合は医師の許可が出るまで登園を控えていただきますようお願いいたします。

⑨感染症後の登園

- ・感染力のある期間に配慮し、お子さまの健康回復状態が集団での保育園生活に可能な状態と なってからの登園をお願いします。
- ・感染症Aの病後の登園時には医師の記入による「意見書」の提出をお願いします。
- ・感染症Bの病後の登園時には保護者の記入による「登園届」の提出をお願いします。
- ・意見書と登園届は、本園保健担当職員にご請求ください。
- ・意見書又は登園届の提出がない場合は、園児さんをお預かりできませんのでご了承下さい。
- ・下記の疾病につきましては必ずしも欠席をすべきものではありませんが、集団への感染の恐れがあるために、感染予防のための方策が必要です。包帯の巻きなおしなどは本園でも対応しますが、まずは、ご家庭で対応下さいますようお願いします。

感染予防のための方策が必要な疾病

病名	主要症状	感染の対策法
伝染性膿痂疹	水泡、じゅくじゅくの傷、	滲出液が皮膚につかないよう
(とびひ)	痛み、かゆみ	に湿った皮疹を覆う。プール
		利用の自粛
		乾燥するまで自宅で過ごして
		ください。
伝染性軟属腫	水泡	滲出液が皮膚につかないよう
(水いぼ)		にガーゼなどで覆う。プール
		利用の自粛



11 病後児保育・体調不良児保育

①病後児保育

- ・病気の「回復期」であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育 を行うことが困難な児童を、本園に付設する専用スペース(病後児保育室)において、専門の 職員(看護師及び保育士)が一時的に保育を行います。
- ・開設日:月曜日~金曜日(祝日等を除く)
- ・利用時間:午前9時~午後5時
- ・料金体系:1回1,500円(一時保育料別途。但し、本園の園児さんの場合は無料)
- · 定員:1日3人以内
- ・食事、飲み物等は各自ご持参ください。
- ・本病後児保育を利用する場合は、事前の受付(原則として、前日の午後5時まで)及び所定の 手続きが必要です。

②体調不良児保育

- ・保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった在園児を、保護者に連絡してから、本園に付設する専用スペース(体調不良児保育室)において、専門の職員(看護師)が保護者のお迎えまでの間、一時的に保健的な対応を行います。
- ・開設日:月曜日~金曜日(祝日等を除く)
- ·利用時間:午前9時~午後5時
- · 料金体系:無料
- ·定員:1日2人以内
- ・本体調不良児保育を利用する場合は、事前に、所定の手続きが必要です。

病後児保育・体調不良児保育に関しては 事前に所定の手続きが必要です。 詳しくは本園にお尋ね下さい



12 一時保育

・保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。

このため、家庭において一時的に困難となった児童について、本園に付設する専用スペース(一時保育室)において、専門の職員(保育士等)が一時的に保育を行います。

- ・また、保育所等を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的 にお預かりし保育を行います。
- ・開設日:月曜日~日曜日
- ・利用時間:原則として、午前9時~午後5時
- ・料金体系:別に定める料金
- ・特段の理由がある場合を除き、原則として、連続8時間を超えての利用はできません。
- ・一時保育を利用する場合は、事前の受付(原則として、前日の午後5時まで)及び所定の手続きが必要です。また、利用定員等の都合により、利用できない場合があります。

13 給食

- ・本園は完全給食です。主食及び副食、おやつを提供します。0歳児の離乳食は、月齢、体調・食べ具合に応じて、内容・量を配慮します。
- ・アレルギー等、食事制限があるお子さまについては、個別に対応します。

「アレルギー」

子どものアレルギーで最も多いのが食物アレルギーです。初めて口にする食材はまず家庭で食べてもらってから、園での提供になります。異常があった場合も成長発達上必要な栄養素もありますので、自己判断は危険です。疑いがある場合は必ず医療機関で検査を受けましょう。医師の指示に従って園でも対応し、アレルギーを予防できるよう努めてまいります。(アレルギー除去に関して半年に1回の見直しをお願いします)

・アレルギー除去食が必要なお子さまは、必ず、本園にご連絡ください。「アレルギー除去食 に関する診断書」、「除去食依頼書」等の提出をお願いします

14 嘱託医及び嘱託歯科医

本園の嘱託医及び嘱託歯科医は、以下のとおりです。

	住所:佐賀市兵庫町大字瓦町 1096-2
なかしま小児科医院	内容:内科検診、病後児・体調不良児保育協力医
	内科検診:年2回
さなべ集約、小田恭利屋陸	住所:佐賀市八戸溝 3-8-2
うめづ歯科・小児歯科医院 	内容:歯科検診、年2回

15 安全管理

- ・お子さまの安全を守るために、緊急時、火災時には警察署や消防署に連絡するなど緊急通報の 連携を図ります
- ・毎月1回、火災・地震・水害・不審者侵入等の災害時を想定した避難訓練を行います

※緊急時における対応方法

本園では、本園で保育中の子どもに体調の急変が生じた場合、非常災害時その他必要な場合は、 速やかに当該子どもの保護者又はかかりつけ医療機関、緊急連絡先等への連絡を行う等の必要な措 置を講じます。また、緊急時には災害時電話サービス等の活用を積極的に行います。

- ① 避難訓練の実施状況:毎月1回
- ② 避難場所:火災及び地震災害時等の場合は、園舎前広場。大規模災害時はどん3の森公園
- ③ 避難方法:保育士等による誘導、避難車の利用等
- ④ マニュアルの作成状況:作成済(平成30年4月1日)

【管轄する消防署】

消防署名	佐賀広域消防局佐賀消防署
所在地	佐賀県佐賀市兵庫北三丁目5番1号
電話番号	0952-30-0111

【管轄する警察署】

警察署名	佐賀県警察本部佐賀北警察署
所在地	佐賀市高木瀬町大字東高木 234 番 1
電話番号	0952-30-1911

16 賠償責任保険の加入状況

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の内容	① 賠償責任補償(1事故最大3千万円)
体験の自合	② 傷害保険 (無過失保険)
保険の内容	独立行政法人日本スポーツ振興センター

17 相談·要望·苦情窓口

相談•苦情受付担当者	園 長 竹下義洋	副園長 竹下里美
相談•苦情解決責任者	園 長 竹下義洋	

【要望・苦情等への対応方法】

- ①本園は、提供した保育サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。
- ②本園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を適切に記録、保管します。
- ③本園は、当該苦情の解決のために必要な改善を行います。
- ※要望·苦情連絡先:0952-65-3884、0952-77-9576(園長直通)

18 個人情報の取り扱い

- ①本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はそのご家族の 秘密を漏らしません。
- ① 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該園児の保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。

19 虐待の防止・対応

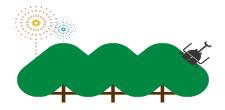
- ① マニュアルの作成状況:作成済(平成30年4月1日)
- ② 研修の実施状況:全スタッフ会議及び主要職員による運営委員会等を活用して実施
- 20 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

該当ありません。



育児と仕事の両立を支援!

高の上によっているエクスを、 認可施設並みの「安心保育」と「柔軟な保育サービス」で、 「育児と仕事の両立・女性活躍」を支援します。 木麗は、国の企業主導型保育事業により整備・運営します。





体調不良児・病後児・一時保育、育児相談等も可! 体調不良児・物後現保育や一時保育も利用です。育児や暮らし相談、 世代開究後など地域コミュニティづくりも進めます。



利用しやすい料金! 利用しやすい料金体系で育児と仕事の両立を支援します。



しゅしゅの森保育園

forest of chouchou